

植物防疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成八年十二月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第三百四十号

植物防疫法施行令の一部を改正する政令
内閣は、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第九条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

「植物防疫法」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「交付金の交付基準」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による届出の方法）

第一条 電子情報処理組織を使用して植物防疫法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定により届け出るべきこととされている事項を法第二条第五項の出入力装置（当該届出をしようとする者の使用に係るものに限る。次項において同じ。）から入力しなければならない。

2 前項の規定による入力は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ植物防疫所に届け出た出入力装置を使用して行わなければならない。

(電子情報処理組織による通知の方法)

第二条 植物防疫官は、電子情報処理組織を使用して法第九条第一項の規定による消毒若しくは廃棄の命令の通知又は同条第四項の規定による検査に合格した旨の証明の通知(以下この条において「特定通知」という。)を行うときは、特定通知の内容を法第二条第五項の入出力装置(植物防疫所の使用に係るものに限る。)から入力し、ファイルに記録しなければならない。

2 植物防疫官は、電子情報処理組織を使用して特定通知を行うことにつき、あらかじめその相手方の同意を得なければならない。

附 則

この政府は、植物防疫法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十七号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

農林水産大臣 藤本 孝雄
内閣総理大臣 橋本龍太郎

第三種郵便物認可
昭和二十五年三月三十一日

●号外
●付録
一月十六日付第五号六四ページ
日付衆会第七号一二ページ
資料版一九九二号一六ページ

一ジ ●同日付政府調達第五号四〇ページ ●十二月十七日

正 誤

一ジ段一行 誤 正

平成八年十二月

同月二十日公布政令第三百四十号（植物防疫法施行令の一部を改正する政令）
（印刷誤り）

三二 一四この政府は、この政令は、

発行所 甲一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3547) 4294
定価 一ヵ月一、五六六円（本体一、五三〇円）
送料 一〇円
代金 別